

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	962 消費者行政事務経費	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本施策	13 環境にも家計にもやさしい消費生活を普及させる	目	21	諸費
		細目	159	消費者行政事務経費
行革大綱の重点事項番号		細々目	01	消費者行政事務経費
担当部課	コード	603000		担当者氏名
	名称	島ヶ原支所住民福祉課		
		平尾 慶旬	連絡先	59 - 2109 (内線)

事務事業の概要 (Plan)

対象(誰を、何を)	市民	※対象件数
成果(どうする)	消費者トラブルについての知識が得られる	
根拠法令・要綱等		
開始年度	平成	年度
終了年度	平成	年度
関連事業		
H21 事業内容		
社会情勢の変化等	高齢者を狙った訪問販売等が社会問題となっている。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
パンフレット配布	回	回	目標	1	目標	1
			実績	0	実績	0
			目標		目標	
			実績		実績	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
消費者相談	回	相談の有無によりニーズを測る	回	目標	0	目標	0
				実績	0	実績	0
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト	Aの財源内訳	H20 決算	H21 決算	H22 当初予算	H23 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	直接事業費計(A)	9	9	9	0
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	9	9	9	0
	事業投入人件費(B)	0.0人	72	0.0人	72
	フルコスト(A)+(B)	81	81	81	72

事務事業の評価 (Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	○
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	○
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
有効性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
達成度	当初設定した計画を 60%未満 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種類】 防災行政無線放送の活用。	
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】 受益者負担を求めることができる事業である。全体コストにおける負担構成は適正である。コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	○

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	消費者相談、行政相談、心配ごと相談相談等を含めた総合相談の場を検討する。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】行政相談・人権相談は本庁より専門の相談員が来るが、消費者相談は、職員が話を聞いて、簡単な案内をする程度である。現状で、総合相談の実施は困難である。社会福祉協議会が消費者問題により熱心に取り組んでいることから、今後は社協と連携をとることが重要である。

今後の方向性 (Action)

担当課長氏名	川口 正仁
事業の方向性	【方向性】 廃止 【理由】 伊賀市は、伊賀市社会福祉協議会に総合相談支援事業として、消費者トラブル相談などに関し業務委託をおこなっていることから廃止していく。
現時点における課題、その他	伊賀市社協では、市からの委託事業として、消費者トラブル対策事業(消費者相談、年間30回の消費者トラブル講演会や、悪徳商法撃退ブログ公開や悪徳バスターズ公演など)が実施され成果をあげている。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	